

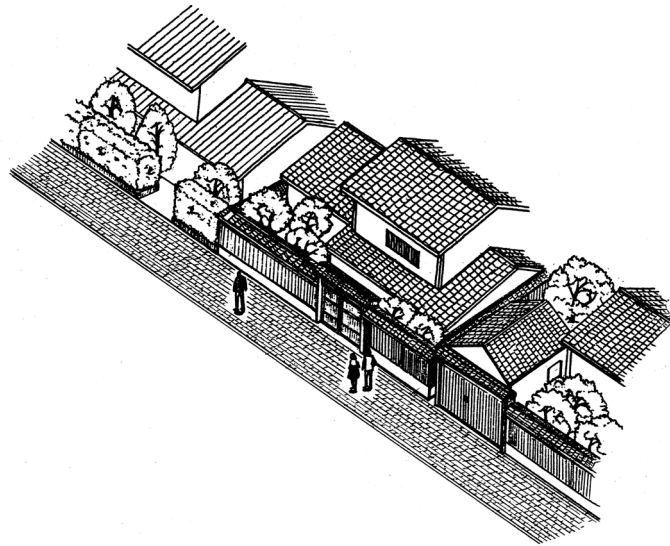
3

地区の景観形成の考え方

基本目標

『歴史的親水空間と調和した落ち着いた潤いある街並みづくり』

備前堀の持つ歴史性との調和を図りながら、和風による緩やかな統一感のあるまちなみの創出を目指します。
緩やかな統一とは、備前堀沿いを歩く人の視点を重視し、対岸のまちなみを眺めたり、橋の上から風景を楽しんだりするときに、まちなみが整っていると感じる程度の統一をいいます。



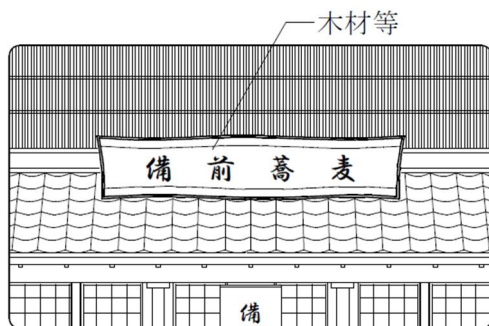
5

景観形成基準と手続き【屋外広告物】

(1) 景観形成基準【屋外広告物】

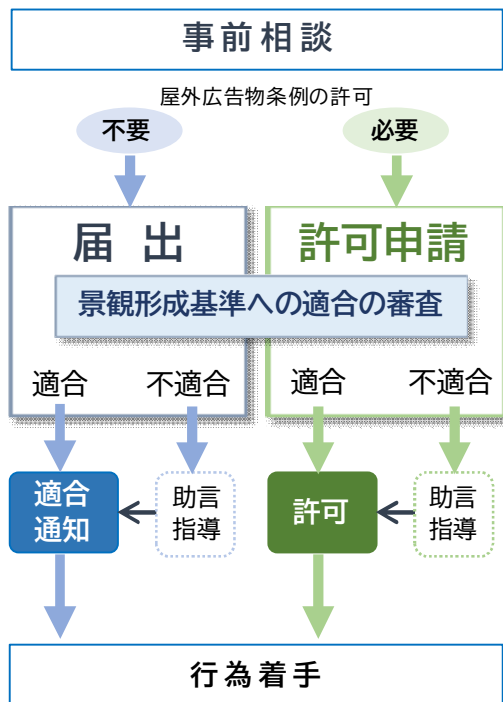
項目	景観形成基準
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・自己利用以外の広告物は、設置しないように努める。 ・点滅するネオンサインは、設置しない。 ・窓面を利用した広告や、貼り紙、立て看板などの広告は行わないよう努める。 ・袖看板の突き出し幅は道路境界を越えないようにし、本体の建築物の高さを超えないものとする。 ・周辺景観との調和に配慮する。

●景観形成イメージ



(2) 手続きの流れ【屋外広告物】

屋外広告物についての手続きの流れは次のとおりです。



- ・届出が必要な行為、景観形成基準の確認
- ・水戸市屋外広告物条例の許可が必要な行為の確認
- ・景観形成基準への適合の事前確認

事前相談は計画変更が可能な時期に行うようお願いいたします。

〈水戸市景観条例による届出〉

- ・届出書の提出（行為着手の30日前）
- ・水戸市屋外広告物条例による許可申請が必要な場合は、その許可申請の中で景観形成基準への適合を確認するため、届出書の提出を別途行う必要はありません。
- ・計画内容は、景観形成基準のほか、水戸市屋外広告物条例による基準に適合する必要があります。

(3) 必要書類【屋外広告物】

正本・副本の2部提出してください。適合審査のうえ、副本を返却します。

書類	明示すべき事項
景観重点地区 行為届出書	(様式は水戸市公式ホームページからダウンロード)
位置図	・ 行為地の位置及び周辺状況 など
配置図	・ 行為地の敷地境界、敷地内における建築物の位置、道路形状 など
意匠図	・ 縮尺、屋外広告物の寸法、色彩及び意匠がわかるもの ・ 建築物に設置する場合は、当該建築物の寸法
現況写真	・ 行為地及び周辺状況が確認できるカラー写真

※必要に応じてその他資料を提出していただくことがあります。